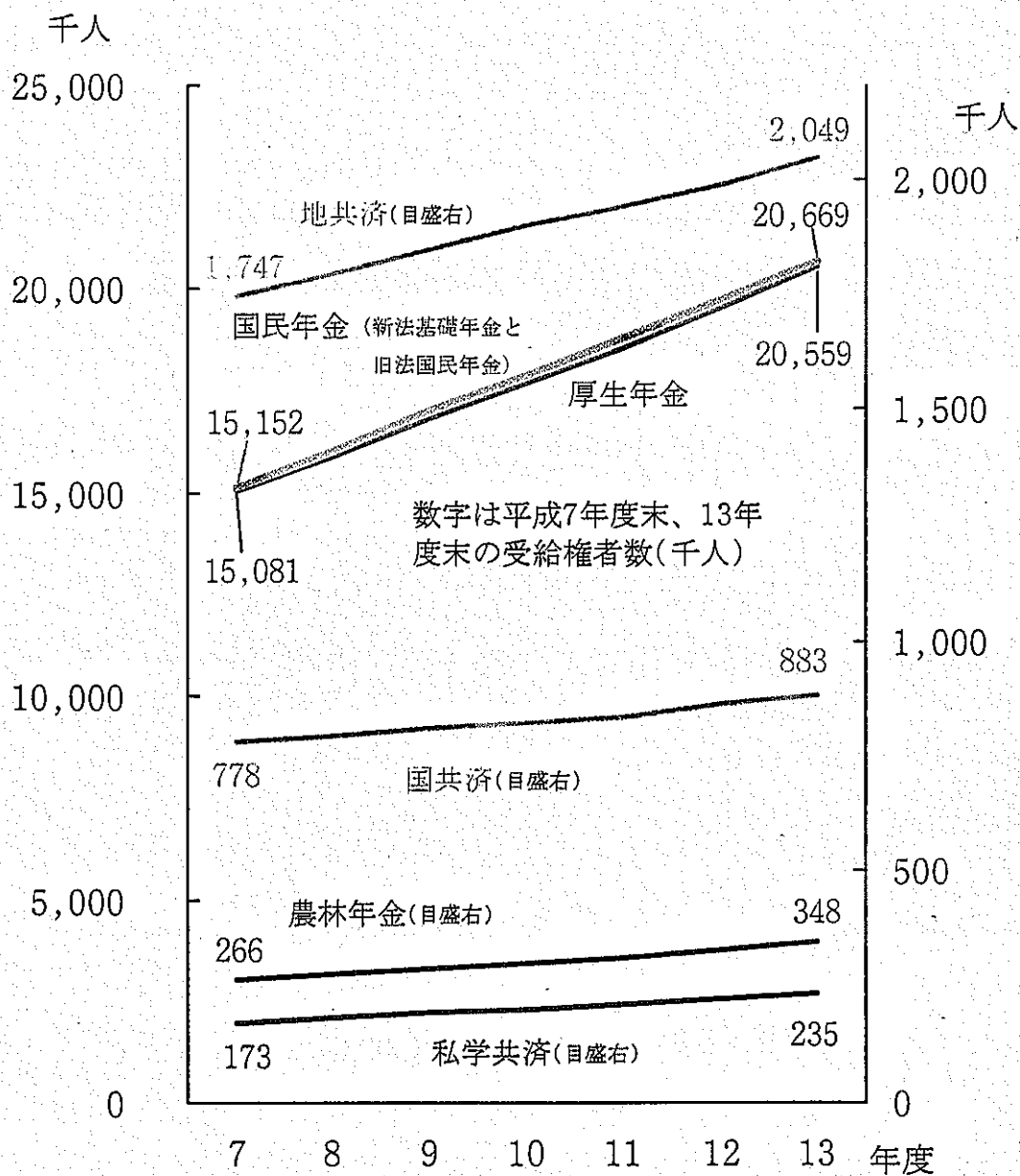


の順となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.7%増となっている。

図5 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、表 23 のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組によって全額又は一部が支給停止となることがある。

表 23 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人					
平成							
7	13,621	-	-	1,680	157.8	257.7	14,751
8	14,324	-	-	1,729	167.6	270.2	15,611
9	15,778	-	-	1,783	176.7	282.7	16,585
10	16,503	-	-	1,833	185.9	294.1	17,469
11	17,233	-	811	1,875	195.8	305.3	18,362
12	18,074	-	837	1,913	206.7	319.6	19,304
13	19,005	-	857	1,970	217.3	335.8	20,238
対前年度増減率(%)							
8	-	-	-	3.0	6.2	4.8	5.8
9	-	-	-	3.1	5.5	4.6	6.2
10	4.6	-	-	2.8	5.2	4.0	5.3
11	4.4	-	-	2.3	5.3	3.8	5.1
12	4.9	-	3.2	2.0	5.6	4.7	5.1
13	5.2	-	2.4	3.0	5.1	5.0	4.8

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成 13 年度末の状況

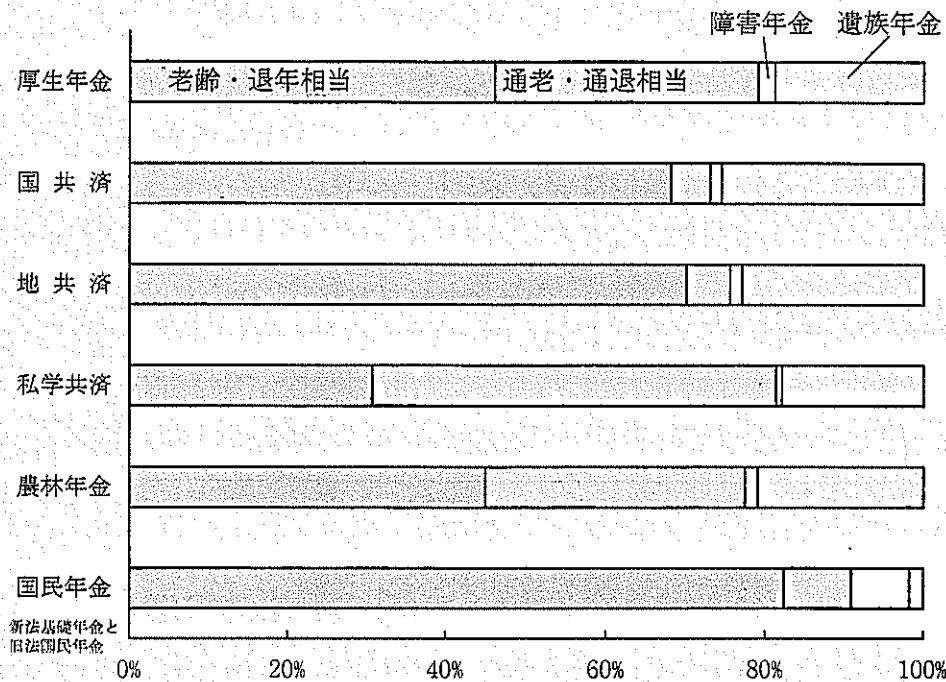
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は 20 年以上）及び中高齢の特例措置（15 年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。

図6 受給権者の年金種別別構成 —平成13年度末—



制度によって異なるが、概ね老齢・退年相当が最も多く、次いで通老・通退相当、遺族年金、そして障害年金が最も少ないという順になっている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（表24、図6）。

（国民年金は遺族年金が少ない）

ただし、国民年金では遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.8%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.8%（厚生年金は18.8%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

（国共済と地共済は通老・通退相当が少ない）

また、国共済と地共済にあっては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ4.9%、5.5%でしかなく、他の被用者年金が30%以上であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみると、国共済416ヶ

月、地共済 410 ヶ月であり、厚生年金 367 ヶ月、私学共済 368 ヶ月、農林年金 358 ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当 30.7%に対し通老・通退相当が 50.7%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっている(厚生年金は老齢・退年相当 46.1%に対し通老・通退相当 32.9%である。)

表 2 4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成 13 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	20,559	883	2,049	235.3	348.1	20,669
老齢・退職年金	老齢・退年相当 通老・通退相当	601 43	1,434 112	72.3 119.2	156.7 112.7	17,030 1,764
障害年金	436	13	32	1.8	5.7	1,508
遺族年金	3,873	226	470	42.0	72.9	367
構成比	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当 通老・通退相当	46.1 32.9	68.1 4.9	70.0 5.5	30.7 50.7	45.0 32.4
障害年金	2.1	1.5	1.6	0.8	1.6	7.3
遺族年金	18.8	25.6	22.9	17.8	20.9	1.8
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	19,005	857	1,970	217.3	335.8	20,238
老齢・退職年金	老齢・退年相当 通老・通退相当	8,951 6,201	586 41	1,393 108	61.5 112.3	150.2 108.0
障害年金	325	9	21	1.5	5.2	1,403
遺族年金	3,528	220	449	41.9	72.4	147
構成比	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当 通老・通退相当	47.1 32.6	68.4 4.8	70.7 5.5	28.3 51.7	44.7 32.2
障害年金	1.7	1.1	1.1	0.7	1.5	6.9
遺族年金	18.6	25.7	22.8	19.3	21.6	0.7

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（表 25）、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は各制度とも、いずれの年金種別でも増加を続けている。

（老齢・退年相当 一私学共済 6.6%増、厚生年金 5.2%増一）

老齢・退年相当について平成 13 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では私学共済の 6.6%増が最も大きく、次いで厚生年金 5.2%増、農林年金 3.7%増、地共済 2.8%増、国共済 1.5%増の順となっている。（表 25）

また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は 6.0%増であった。

国共済と地共済の老齢・退年相当は 13 年度に限らず、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、この 2 制度が恩給公務員期間等を通算しており、相対的に成熟の程度が高いためである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が国・地方公共団体が事業主として負担する追加費用から保険料にシフトしていく、すなわち保険料負担が増加していくことに留意が必要である。

（通老・通退相当 一私学共済以外は、老齢・退年相当よりも伸びが大きい一）

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が高くなっている。13 年度の対前年度増加率でみると、例えば厚生年金は、老齢・退年相当 5.2%増に対し、通老・通退相当は 6.5%増となっている。これに対し、私学共済は老齢・退年相当 6.6%増に対し、通老・通退相当は 4.4%増となっている。

なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

（遺族年金）

遺族年金は、国民年金では減少している年度があるものの、他の年金では増加を続けており、平成 13 年度の対前年度増加率をみると、厚生年金 3.6%増、国共済 3.5%増、地共済 3.6%増、私学共済 4.8%増、農林年金 5.1%増となっている。

（障害年金）

障害年金も、各制度で増加を続けている。増加率は老齢・退職年金や遺族年金に比べると国民年金以外は総じて低く、平成 13 年度の対前年度増加率をみると、国共済の 3.3%増を除き、総じて 2%台の伸びにとどまっている。